

札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」登録事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、認知症の方が住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるよう認知症を正しく理解し、適切に対応する札幌市内の店舗や事業所を札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」(以下「登録店舗等」という。)として登録し、認知症の方の生活を支えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症の方にもやさしいまちづくり協力宣言

ア 認知症サポーター養成講座の受講等、認知症について理解を深めるよう努めます。

イ 「認知症の方への対応の心得」を意識して、やさしく、ゆっくり、丁寧に対応します。

ウ 認知症の方が、安心して暮らすことができる地域づくりのための取組を可能な限り推進します。

(2) 認知症の方への対応の心得

配慮が必要な市民に対する対応の方法について、別添1に定めたもの

(3) 認知症の方にもやさしいお店・事業所ステッカー (以下「ステッカー」という)

当該店が登録店舗等である旨を表示する別添2に定めるマークを表示したステッカー

(登録の対象)

第3条 市内に所在する店舗や事業所等(例:スーパー、コンビニエンスストア、百貨店、ドラッグストア、調剤薬局、小売店、理美容室、飲食店、クリーニング店、ホテル・旅館、金融機関、医療機関、運送会社、タクシー会社など)を対象とする。ただし、介護保険事業所は対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる業種又は企業・団体は登録をすることができない。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種

(3) 各種法令等に違反している企業・団体

(4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体

- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
- (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体

(登録基準)

第4条 登録の基準は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 第2条第1項に定める「認知症の方にもやさしいまちづくり協力宣言」に賛同すること。
- (2) ステッカーを店舗等の目立つ位置に掲示する意図があること。
- (3) 本市が実施するアンケート調査等に協力すること。

(登録の申請)

第5条 登録を申請する場合は、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録申請書」（様式第1）を札幌市長（以下、「市長」という。）に提出するものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録基準を満たすと認めるときは、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録通知書」（様式第2）及びステッカーを登録店舗等に交付するものとする。

(市の支援)

第7条 市長は、登録店舗等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市公式ホームページにおいて、登録店舗等の名称等を公表し、認定店舗等の周知に努めること。
- (2) 登録店舗等の印刷物等に別添2に定める認定マークの使用を認めること。
- (3) その他市長が適当と認める支援を行うこと。

(変更の届出)

第8条 登録店舗等は、その名称、所在地等を変更したときは、遅滞なく、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録変更届」（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録店舗等は、認定基準を満たさなくなったとき、又は継続して認定を受ける意思がなくなったときは、遅滞なく、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録辞退申出書」（様式第4）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により申出があったときは、当該登録の辞退を承諾するものとする。

(登録の解除)

第10条 市長は、登録店舗等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除し、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所登録解除通知書」(様式第5)により、登録店舗等に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する登録の対象及び第4条に規定する登録基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 前条の規定による届出があったとき。
 - (3) その他、市長が登録店舗等としてふさわしくないと認めたとき。
- 2 前項の規定により登録の解除を受けた登録店舗等は、速やかにステッカーを撤去しなければならない。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、地域包括ケア推進担当部長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

認知症の方への対応の心得

認知症の方も一般の人とのつきあいと、基本的には変わりません。認知症の方への対応の心得は、認知症の方の他、高齢の方や障がいをお持ちの方を含むすべての方へのやさしい対応につながります。そのうえで、認知症の方と接するときは、認知症についての正しい理解に基づく対応が大切となります。

基本の考え方

人から不意に声をかけられると、誰でもびっくりします。

背後から声をかけるなど相手を驚かせたり、急かしたりして混乱させることがないように気をつけましょう。

ご本人の意思、自尊心を尊重する接し方を心がけることも重要です。

●具体的な対応の5つのポイント●

①気にかける

もしかして、認知症かなと思われる方に気づいたら、ご本人へ急に近づいたり、じっと見るのではなく、さりげなく様子を見守りましょう。

②周りを見始めたら、目を合わせてみる

困りごとや、助けてほしいと思うと人は周りの様子を伺います。その時は目線を合わせましょう。

③目が合ったら、「どうされましたか？」と笑顔で声をかけてみる

こちらが不安や焦りを感じていると、ご本人にも伝わって動揺させてしまいます。目が合ったらゆっくり近づいて、自然な笑顔で対応しましょう。

④相手の話を聞き、大きな声を出さずにゆっくり返答する

ゆっくりとはっきりとした口調を心がけます。早口、大声、甲高い声は避けましょう。

⑤気がかりなことがある場合には、専門職へご相談を

気がかりな様子に気づいた時は、札幌市認知症コールセンターや地域包括支援センター一等を紹介したり、つなぐなど必要な機関に連絡ください。

【認知症に関する相談窓口】



認知症の方への対応の心得は、認知症サポーター養成講座標準教材の内容を参考に札幌市認知症支援事業推進委員会で作成しました。

認知症の方にも やさしい お店・事業所

認知症の方にもやさしい
まちづくりに
協力宣言しています

SAPP
RO

